

# 公 告

高機能消防指令センター更新業務について、事業者を選定するための企画競争を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年6月26日

鳥取県東部広域行政管理組合  
管理者 鳥取市長 深澤 義彦

## 1 業務概要

### (1) 業務名

高機能消防指令センター更新業務（以下「本業務」という。）

### (2) 業務目的

本業務は、住民の生命・財産の保護に寄与するため、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）が運用する消防通信指令設備を更新整備し、火災等の災害による被害の軽減、救命率の向上、合理的かつ迅速な部隊運用等、総合的な消防力の向上を目的とするものである。

消防通信指令業務の円滑な遂行を実現する、最新の情報通信技術・機能を備えた高機能消防指令センターを構築することを包括的に委託する。

詳細は、別に定める仕様書等を参照すること。

### (3) 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月3日まで

### (4) 委託費上限額

金1,295,360千円（消費税及び地方消費税を含む。）

### (5) 支払条件

各年度の支払限度額は次のとおりとする。

令和6年度：契約額の40%を超えない額

令和7年度：契約額から令和6年度に支払う額を差し引いた額

## 2 参加資格

本件企画競争に参加できる者は、単体若しくは複数の事業者により構成される共同企業体とし、次のすべての要件を満たすこと。

なお、資格要件確認のため、必要に応じて各種証明書等資料の提出を求めることがある。

### (1) 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 企画提案書等の提出期限において、「鳥取県東部広域行政管理組合の指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める件（平成29年鳥取県東部広域行政管理組合告示第4号）」により定める、「製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供並びに物品の賃貸に係る調達契約の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和5年鳥取市告示第593号）」に基づく鳥取市の競争入札参加資格を有する者であること。

ウ 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、鳥取県東部広域行政管理組合入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年5月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第4項の規定による指名停止措置を含む。）を受けている期間がない者であること。

エ 公告の日から企画提案書の提出期限までのいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

カ プライバシーマーク制度に基づくプライバシーマークの付与認定を受けている者又はISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度認証取得済みの者であること。

キ 総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱（平成14年4月1日付消防消第69号消防庁長官通知）に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型若しくはⅢ型に相当する設備の構築を元請として履行完了した実績があること。

## （2）共同企業体の場合

構成員すべてが、（1）のアからオまでに掲げる要件をすべて満たしているとともに、カ及びキの条件については共同企業体の構成員のいずれかが要件を満たしていること。

なお、共同企業体で提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

ア 必ず共同企業体の代表となる事業者を定め、その代表企業が本企画競争の参加表明、企画提案書等の提出を行うこと。

イ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら単独で提案を行うこともできない。

ウ 代表者及び構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。

エ 構成員は、2又は3者とする。

## 3 実施要領の交付

企画競争実施要領（以下「実施要領」という。）は、次のとおり交付する。

### （1）交付期間

公告施行日から同年8月5日（月）まで

### （2）実施要領、申請書類の交付方法

鳥取県東部広域行政管理組合公式ウェブサイトからダウンロードすること。

## 4 参加表明届の提出及び仕様書等の貸与

本件企画競争に参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより参加表明届を提出するものとし、提出者に対して仕様書、図面等を貸与する。

## 5 企画提案書等の提出

本件企画競争に参加しようとする者は、実施要領に定めるところにより企画提案書等を提出するものとする。

## 6 選定方法等

本組合が設置する選定委員会において、企画提案の内容、業務の実施能力等を総合的に審査し、最優秀提案者を決定するものとする。

## 7 契約の締結

### (1) 仮契約

決定した最優秀提案者と本組合が協議し、本業務に係る仕様を確定させたいうで、仮契約を締結するものとする。なお、決定した最優秀提案者と本組合との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次点の提案者と仮契約締結の交渉を行うものとする。

### (2) 本契約

本業務の契約が、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年条例第8号）に規定する契約に該当する場合は、鳥取県東部広域行政管理組合議会の議決を得て本契約とする。

仮契約の締結後、議会の議決までの間に入札参加の資格制限又は指名停止措置を受けた場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがある。仮契約を解除した場合、本組合は一切の損害賠償の責めを負わない。

## 8 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、9の担当課とする。
- (2) 企画提案書等の作成、提案発表への参加等、本件企画競争に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 本件企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨単位は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとし、時刻は日本標準時とする。
- (4) 本件企画競争で定める期間・期限については、鳥取県東部広域行政管理組合の休日を定める条例（平成元年条例第6号）に規定する休日を除くものとする。
- (5) その他詳細は、実施要領による。

## 9 担当課

### 情報指令課

〒680-0864 鳥取県鳥取市吉成640番地の1

鳥取県東部広域行政管理組合 消防局 3階

電話 : 0857-29-6895 (直通)

ファクシミリ : 0857-26-9406

電子メール : [info.sys@tottori-tobushobo.jp](mailto:info.sys@tottori-tobushobo.jp)